

## 電波利用料制度に関する研究会（第1回）議事要旨

1. 日時：平成19年4月16日13:00～15:00
2. 場所：中央合同庁舎2号館 地下1階 総務省第2会議室
3. 出席者
  - (1) 構成員  
多賀谷 一照座長、高畑 文雄座長代理、鈴木 康夫構成員、土屋 大洋構成員
  - (2) 総務省  
森 総合通信基盤局長、河内 電波部長、富永 電波政策課長、藤野 電波政策課推進官、  
斉藤 基幹通信課長、大塚 重要無線室長、名執 衛星移動通信課長、吉田 放送政策課長、  
安藤 地上放送課長、武田 衛星放送課長、
  - (3) 事務局  
田中 電波利用料企画室長、越後 電波利用料企画室課長補佐
4. 議題
  - (1) 「電波利用料制度に関する研究会」について
  - (2) 「電波利用料に関する意見の募集（案）」について
  - (3) その他
5. 議事要旨
  - (1) 森総合通信基盤局長あいさつ
  - (2) 「電波利用料制度に関する研究会」について
    - 【開催要綱について】  
○事務局提案の「開催要綱（案）」（資料1）について了承。
    - 【座長の選任及び座長代理の指名について】  
○多賀谷構成員を座長に選任。また、多賀谷座長より高畑構成員を座長代理に指名。
    - 【研究会の公開について】  
○事務局提案の「研究会の公開について（案）」（資料2）について了承。
    - 【研究会の進め方について】  
○事務局提案の「研究会の進め方について（案）」（資料3）について了承。
    - 【電波利用料制度の現況について】  
○事務局から、「電波利用料制度の現況について（資料4）」について説明。  
○説明後における各構成員からの意見（矢印は総務省の回答）
      - ・電波利用料の料額は、無線局の区分により料額に幅があるが、何か自動的な基準があつて、ある免許人は幾らと決まるものなのか。  
→前回（平成17年度）の見直し前の考え方は、例えば、基地局とか移動局とか大きな種

類だけで、1種類の利用料しかなかった。これを見直し後は、逼迫対策に資するもの（a群）と、無線局全体で配分するもの（b群）と分け、a群ではそれぞれの無線システムが占有している周波数帯域の幅ごとで割り、出力、地域性で更に分けて算定したもの。この料額算定方法については、パブリック・コメントを踏まえ、料額が定まったものである。

- ・電波利用料の徴収率が99%を超えているが、取り漏れについて、その背景は何か。  
→無線局の免許人には大手企業から個人まで様々であるが、主に個人の免許人からの電波利用料が収納されない場合があり、完全徴収に向けて強制徴収等を通じて努力しているところ。
- ・電波利用料の使途に、過去電波の再配分対策行っているが、今後はどう考えるか。  
→今後については、第4世代（4G）用周波数の確保方策として導入時期が間に合わなければ、本制度を活用することも考えられる。  
また、固定局の例だが、旧来の16,300円から現行では最高76,851,700円と、逼迫した周波数で、幅広くかつ高出力で使っている場合、負担が大きくなっており、これにより、固定局から光ファイバーへ変えようとする動きも出てきており、このような手法で再配分が促される。
- ・電波の再配分対策は、区画整理のようなものであるが、区画整理よりも料額に経済的インセンティブを勘案する方法も有効だろう。
- ・（国等の免許人から電波利用料を徴収していないことについて）国の場合、徴収することは公平性があるように見えるが、経済的価値を勘案した料額を国の無線局が使う周波数に適用しても、国は支払額が多くなってもその分子算を多く要求するので、電波利用料を民間に適用するのと、国に適用するのは異なるように思う。  
→例えば電波監視業務では、国の無線局に混信がたびたび入っており、これに対し、地方局の電波監視の部門が出勤するなどの実績はあり、ベーシック分について、充分受益はある。  
また、公共的な無線システムを入れる際に、技術試験事務を実施しているが、そのシステムを導入したときに混信を与えるような技術基準になっていないかどうか、公共的機関が導入する場合も調査していることから、逼迫的な対策のところでも一定の受益を受けているといえる。
- ・各省が財務省に予算折衝する過程で有効利用が働くとも考えられる。国の場合は電波を有効に利用している場合、徴収する必要はないとしているが、それが本当にそうであるかどうか。国のそれぞれが有効利用と言っているだけでなく、客観的な基準による評価をし、その結果、無駄使いしている場合は是正を求める方式もありうるかと考える。この問題は、これから繰り返し議論していくのがいいだろう。
- ・広い意味で、国庫循環であるが特定の事務に充てているのだから循環しているとは言えないのではないか、規模の問題もある。
- ・資料中、国立大学法人のうち、指定されるものは独立行政法人とみなし電波利用料を免除されるとなっているが、私立大学は支払っているのか。

- 国立大学法人は、国の事務を引き継いでいる法人と同じ並びで、免除されているが、私立大学は支払っていただいている。
- ・国の事務といっても、実態として同じ使い方であり、国立・私立で差を設けることはないのではないか。
- ・放送事業者は極めて広範な帯域を使っているが、これに対し支払っている額はそれほど多くない。この問題は長期的には融合時代の問題と絡んでいると考える。

#### 【平成 17 年の電波利用料制度の見直しについて】

- 事務局から、「平成 17 年の電波利用料制度の見直しについて（資料 5）」について説明
- 説明後における各構成員からの意見（矢印は総務省の回答）
  - ・「無線システム普及支援事業」として携帯電話エリア整備等が進められているが、今後の具体的な普及の目標は？
    - 携帯電話については、IT 戦略本部重点計画 2006 に基づき、今後 3 年間で 20 万人をカバーする計画。
    - 地上デジタル放送については、2010 年までに 99%カバー（対アナログ放送エリア）であるが、残り 1%は自助努力が難しい状況。このカバーエリア以外について、本事業を適用しているが、分母は約 160 万世帯。また、これ以外に混信等対応が必要かどうかは精査中。
  - ・各無線局に対する電波利用料額の決定の根拠がわかりづらい。
    - （事務局から「平成 17 年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針(参考 1)」に基づき料額の算定方法について説明。）
  - ・（テレビジョン）放送局の電波利用料は、勘案要素のどれが一番大きな決め手になっているか。
    - 地上テレビジョン放送のデジタル化推進に配慮し、算定帯域幅を非常に小さく算定している。
  - ・平成 17 年の見直しでの改正において、実際にはどのように算定しているのか。
    - 携帯電話は、周波数の使用帯域幅を 266MHz で算定している。これに対し（テレビジョン）放送については、現在は 370MHz を使用しているが、先の歳入グラフで大幅に少なくなっているように実際の算定帯域幅は携帯電話に比して小さくなっている。
  - ・放送では受信世帯から利用料を徴収されていないことを考慮したとしても、放送局からの電波利用料は携帯に比べるとそれほど徴収されているとはいえないので、もっと徴収されてしかるべきではないか

#### (3) 「電波利用料に関する意見の募集（案）」について

- 事務局提案「電波利用料に関する意見の募集（案）（資料 6）」のとおり 4 月 18 日から 5 月 9 日まで意見募集を行うことを了承。

(4) その他

○第2回会合は5月17日（木）を予定。

以 上